

## グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ

平成 28 年 5 月 20 日  
対日直接投資推進会議決定

安倍政権では、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を柱とする経済政策を進めてきた結果、経済の好循環が着実に回り始めている。中でも成長戦略については、法人実効税率の 20% 台への引き下げ、コーポレート・ガバナンスの抜本的強化、農業、再生医療、エネルギー等の分野における岩盤規制改革を実現するなど、外国企業にとってもビジネスをしやすい環境の整備を進めてきた。それらの効果もあり、我が国の投資先としての魅力に対する外国企業の評価は改善し、対日直接投資は増加してきている。

そのような中、我が国を含むアジア太平洋地域の 12 か国間で環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が合意された。今後、TPP が発効すると、参加国において、広範な物品の関税が大きく引き下げられ、市場が開放され、外国企業からの直接投資が適切に保護されるようになる。これにより、従来海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業にとっても、輸出・海外展開する機会が増えることが期待される。さらに、TPP を契機に、TPP 参加国以外も含めて、貿易・投資が活発化し、グローバル・バリューチェーンの再構築が進むと考えられる。そうした中で、以前に製造拠点を海外に移していた国内企業も、TPP 圏内のメリットを活用するため、再度国内に拠点を移す動きもみられる。その際、取引先・提携先の外国企業にも、我が国への投資の関心が高まる効果が期待される。

こうした TPP の効果を我が国の経済再生に結びつけるため、政府は昨年 11 月に「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定した。この中で、我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指す方針を示しており、そのためには、海外から我が国への投資をさらに促し、その効果を地方や中堅・中小企業にも広げていくことが重要である。

グローバル・ハブを目指し、対日直接投資をさらに促すため、政府として以下の施策に取り組む。

### 1. 我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策

我が国が外国企業から投資先として選択されるよう、ビジネス環境が大きく改善していることや、研究開発力などの我が国の強みを海外に積極的に発信するとともに、実際に投資しようとする外国企業に対して丁寧な支援をすることが必要である。同時に、外国企業の我が国への進出が新たなビジネスの機会や雇用の創出、新たな技術・人材・ノウハウの普及をもたらすといったことについて、地方も含めて国内に理解を広げていくことが重要である。

## 2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策

我が国の投資先としての魅力に対する外国企業の評価に改善の動きがみられる一方で、依然として、規制・行政手続の煩雑さ、グローバル人材の確保の難しさ、言語の壁といった日常生活の場面での不便さなどが課題として指摘されており、我が国への投資の阻害要因となっている。

こうした課題に対する改善策として、昨年3月に対日直接投資推進会議で「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定し、政府として取り組みを進めてきたところであるが、引き続き、「5つの約束」に掲げられた施策を着実に実施するとともに、新たに以下の施策を講じる。

### (1) 規制・行政手続の改善

#### ① 規制・行政手続の簡素化

- 外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議で外国企業にとって煩雑な規制・行政手続の見直し・簡素化について1年以内を目途に結論を得る。このうち早期に結論が得られるものについて、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

#### ② 日本法令の外国語訳の拡充

- 政府は2006年以降、法令の外国語への翻訳の体制を整備し、民法・商法をはじめ金融・租税・知的財産関係など、2015年度末までに508法令の外国語訳を公開してきた。今後、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の主導の下、**政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。**
- さらに、政府による法令外国語訳を補完する観点から、JETROにおいて、会社設立・運営に伴う各種手続（申請書の様式等を含む）について、分かりやすい英語の解説を作成し、JETROの英文ウェブサイトに掲載する。

#### ③ ワンストップ手続の徹底

- 昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便